

第二十一号議案

江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例  
江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

付 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の改正に伴い、同法の規定に移動が生じるため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。